

# 姫路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定（案） に関する市民意見（パブリック・コメント）の募集

市民・事業者・行政等の協働のもと、姫路市全体の温室効果ガス削減に取り組んでいくための目標や具体的な取組を示した姫路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を令和5年3月末に改定するにあたり、市民の皆さまからのご意見を募集します。

## 1 公表する資料

姫路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）【2023改定版】（案）  
 姫路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）【2023改定版】（概要版）（案）

## 2 資料の公表日

令和4年12月21日（水曜日）

## 3 意見の募集期間

令和4年12月21日（水曜日）～令和5年1月20日（金曜日）※期間内必着

## 4 資料の閲覧場所

閲覧場所	所在地	閲覧時間	電話番号
環境政策室	安田四丁目1番地 市役所 本庁舎7階	午前8時35分～午後5時20分 (土曜・日曜日、祝日、 12月29日～1月3日を除く)	079-221-2462
市政情報センター	安田四丁目1番地 市役所 本庁舎1階		079-221-2156
中央支所	本町68番地68		079-289-0811
広畑支所	広畑区正門通一丁目7番地3		079-236-1991
網干支所	網干区垣内中町120番地		079-272-0181
白浜支所	白浜町甲396番地8		079-245-1771
東出張所	御国野町御着1142番地8		079-252-6363
西出張所	飾西728番地5		079-266-0004
林田出張所	林田町林田13番地		079-261-2001
飾東出張所	飾東町豊国1163番地13		079-253-0101
北出張所	豊富町御蔭957番地		079-264-0002
船山出張所	船津町3857番地		079-232-0002
家島事務所	家島町真浦2137番地1		079-325-1001
夢前事務所	夢前町前之庄2160番地		079-336-0001
香寺事務所	香寺町中屋14番地		079-232-0001
安富事務所	安富町安志1151番地		0790-66-2300
花の北サービスセンター	増位新町二丁目12番地		079-289-0820
城乾サービスセンター	南八代町6番地1		079-297-1010
安室サービスセンター	田寺東二丁目2番地3		079-296-0030
高岡サービスセンター	東今宿五丁目3番地20		079-296-3743
妻鹿サービスセンター	飾磨区妻鹿170番地6	079-245-1871	
勝原サービスセンター	勝原区丁743番地	079-273-9713	
的形サービスセンター	的形町の形1358番地4	079-254-4339	
大塩サービスセンター	大塩町汐咲一丁目39	079-254-0039	
坊勢サービスセンター	家島町坊勢186番地	079-327-1001	

飾磨支所	飾磨区細江 2655 番地	午前 8 時 35 分～午後 7 時 30 分 (12 月 31 日～1 月 3 日を除く)	079-235-0781
駅前市役所	南町 1 番地 (山陽百貨店 西館 3 階)	午前 10 時～午後 7 時 30 分 (1 月 1 日を除く。 12 月 31 日は午後 6 時まで 1 月 2 日は午後 7 時まで)	079-288-1177
曾左公民館	書写 2961 番地 1	午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分 (月曜日、12 月 29 日～1 月 3 日 を除く)	079-266-8736
四郷公民館	四郷町坂元 258 番地 1		079-252-1424
八幡公民館	広畑区蒲田 3 丁目 161 番地		079-239-1796

## 5 資料の入手方法

上記の閲覧場所において、「姫路市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）【2023 改定版】（案）」の閲覧ができます。

また、姫路市環境政策室ホームページでもご覧いただけます。

(アドレス <https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000022578.html>)



## 6 意見の提出方法及び提出先

以下のいずれかの方法により提出してください。（電話や口頭での受付はできません。）  
提出様式は問いませんが、別紙の様式を使用いただくと便利です。

提出方法	提出先
持参	閲覧場所まで持参してください。
郵送	〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 姫路市役所 環境政策室 まで郵送してください。
ファクス	ファクス番号 079-221-2469 に送信してください。
電子メール	アドレス <a href="mailto:kankyoho@city.himeji.lg.jp">kankyoho@city.himeji.lg.jp</a> に送信してください。

## 7 意見の提出に際しての留意事項

意見を提出できるのは、次のいずれかに該当する方（法人その他団体を含む。）です。

- ・市内にお住まいの方
- ・市内に事務所又は事業所を有されている方
- ・市内に通勤又は通学されている方
- ・市税の納税義務がある方
- ・意見募集の対象となっている案件に利害関係のある方

意見提出にあたっては、住所及び氏名（団体の場合は、所在地及び団体名）を必ず記載してください。また、住所又は所在地が市外の場合は、市内に所在する事務所若しくは事業所、勤務先、学校名、納税義務又は利害関係を有する旨のいずれか該当する事項を記載してください。なお、これらの事項が記載されていない場合は、受付できません。また、内容についてお尋ねすることがありますので、電話番号等の連絡先を併せてご記入ください。

この手続は、案件に対する具体的なお意見を収集するためのもので、賛否を問うものではありません。このため、賛否だけを示したものや抽象的な要望、具体的な検討ができないものなどには、市の考えを示さないことがあります。

## 8 提出いただいたご意見の取扱い

提出いただいたご意見は、内容ごとに整理・分類したうえで、これに対する市の考えとともに後日公表いたします。個々のご意見に対して、直接、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外（住所・氏名等）は公表いたしません。

## 9 問い合わせ先

〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 姫路市環境局環境政策室

電話：079-221-2462 ファクス：079-221-2469 メール：[kankyoho@city.himeji.lg.jp](mailto:kankyoho@city.himeji.lg.jp)